

工事請負業者の皆様へ

ひたちなか市総務部管財課

低入札価格調査制度の改正について

工事に係る低入札価格調査について下記のとおり改正し、平成29年4月1日以降に公告を行う案件から適用します。

記

1. 適用対象とする案件

改正前	改正後
設計金額が <u>3,000万円</u> を超える工事	設計金額が <u>5,000万円</u> を超える工事又は総合評価落札方式を適用する工事

2. 調査基準価格の算定方法

予定価格の算出の基礎となった設計書等に基づく次の額

直接工事費 × 0.95 共通仮設費 × 0.9 現場管理費 × 0.8 一般管理費等 × 0.5	} 合計額	= 調査基準価格 (税抜)
※ 上記の合計額は、工事価格（予定価格の算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額の合計額をいう。以下同じ。）の10分の7～10分の9の範囲内とする。 ※ 見積り等に基づき予定価格を算出する工事は、工事価格の10分の7とする。 ※ その他これにより難しい場合は、工事価格の10分の7～10分の9の範囲内で適宜設定する。		※ 千円未満の端数を切り捨てた額。
詳しくは、「ひたちなか市低入札価格取扱要綱」をご確認ください。		

3. 調査基準価格の公表

調査基準価格は、入札執行後に電子入札システムの入札情報公開サービスにおいて、入札結果とあわせて公表します。

問い合わせ先
 茨城県ひたちなか市東石川 2-10-1
 ひたちなか市総務部管財課契約係
 029-273-0111 内線 1225～1227